**社会福祉法人永寿会　身体拘束廃止の指針**

**（身体拘束の原則禁止）**

第１条　職員は、サービスの提供にあっては、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束を行ってはならない。

**（具体的な禁止事項）**

第２条　身体拘束を行う場合であっても、介護保険指定基準において禁止の対象となっている

行為は、「身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為」である。

具体的には次の行為が禁止されている。

(1) 転倒しないように、いすや車いす、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。

(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

(4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。

(5) 点滴、経管栄養等抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制

限するミトン型手袋等をつける。

(6) いすや車いすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

(7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

(8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

(9) 他人への迷惑を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

(10)行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(11)自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

　※１　徘徊、他人への迷惑行為等のいわゆる問題行動などを防止するために、車いすやベッド等に拘束するという、行動の自由そのものを奪う行為。

　※２　車いすやイスからのずり落ちや転倒、ベッドからの転落、車いすとベッドとの間を移乗する際の転倒といった事故を防止するために、これらの用具等に拘束するという、福祉用具の間違った利用方法、介護方法。

**（身体拘束を実施する場合）**

第３条　利用者の尊厳性を尊重するための介護を行うため、また介護保険指定基準により身体拘束は原則禁止となっている。しかしながら、「緊急やむを得ない場合」には例外的に身体拘束ができるのもとなっている。

その要件、手続き、記録は次のとおりとする。

（１）身体拘束を行う場合の「緊急やむを得ない場合」の３つの要件

（以下の３つの要件をすべて満たすときのみ、身体拘束が例外的に認められる）

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

1. 代替性

身体拘束その他の行動制限をおこなう以外に代替する介護方法がないこと。

1. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

（２）身体拘束を行う場合の手続き

① 「緊急やむをえない場合」の判断は、担当職員（グループ等）で行うことなく、施

設長を含めた施設全体で判断すること。

② 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを利用者本人や家族に対して、実際に身体

拘束をする時点で、十分説明し理解を得ること。

1. 説明については、所属長、介護支援専門員、看護主任又は介護主任のいずれによ

り行うものとする。

④身体拘束の後、「緊急やむを得ない場合」の要件に該当しなくなった場合は、直ち

 にこれを解除するものとする。

（３）身体拘束を行う場合の記録

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

**（身体拘束廃止・虐待防止員会への報告）**

第４条　身体拘束を行った場合には、その行為が適切であったかを「身体拘束廃止・虐待防止委員会」に報告し、検討確認（カンファレンスのよる判断）を行うものとする。

**（改善・周知）**

第５条　身体拘束廃止・虐待防止委員会は、「身体拘束行為に是正すべき」事項等がある場合には、施設長及び所属長に是正点を明確に示し、改善するように指導しなければならない。また、施設長及び所属長は、職員に対し研修会等を通じ改善事項の教育指導・周知を図るものとする。

**（職員研修の基本方針）**

第６条　身体拘束等の適正化のための研修を次のとおり実施する。

1. 研修

ア 定期的な研修の実施（原則２回／年の実施）

イ 新任者に対する研修

ウ その他必要な教育・研修の実施

② 研修内容

ア 基本方針（運営基準・権利擁護）

イ 身体拘束の具体的行為及び身体拘束の弊害

ウ 緊急やむを得ない場合（３原則）とその手続き

エ 報告された事例及び分析結果

**（指針の公開）**

第７条　入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針については次のとおりとする。

1. 入居者等に関する当該指針の閲覧

ア ほのぼの荘のホームページにおいて、いつでもすべての方が閲覧可能とする。

イ 玄関ホールに本指針を常設し、いつでも閲覧できる環境を作る。

1. 職員等に関する当該指針の閲覧

・各部署に常設し、全ての職員がいつでも閲覧できる環境を作る。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

この一部を改正する規程は、令和４年４月１日から施行する。

**緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（記録書）**

　　　様

１　あなたの状態が下記のＡＢＣを全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。

　ただし、解除することを目標に検討を行うことを約束いたします。

|  |
| --- |
| Ａ：利用者（入所者）本人または他の利用者（入所者）等の生命または身体が危　　険にさらされる可能性が著しく高い。Ｂ：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護方法がない。Ｃ：身体拘束その他の行動制限が一時的である。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 個別の状況による拘束、行動制限の必要な理由 |  |
| 身体拘束、行動制限の方法（場所、内容、部位) |  |
| 拘束、行動制限の時間帯及び時間 |  |
| 特記すべき心身の状況 |  |
| 拘束行動制限の開始及び解除の予定 | 開始　　令和　　　月　　　日　　　　時から解除　　令和　　　月　　　日　　　　時から |

上記のとおり実施いたします。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　施設名　特別養護老人ホーム　ほのぼの荘

　　　　　　　　　　　　　　　施設長

　　　　　　　　　　　　　　　説明者　　　　　　　　　　　　　㊞

【利用者・家族の記入欄】

上記の内容について説明を受け、確認しました。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　利用者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　（利用者との続柄　　　　　　　　　　　　　　㊞）